

小矢部市体育施設（令和6年4月1日改定）

改 正 後				現 行			
別表第2				別表第2			
施設名	使用区分	点灯区分 (キロワット)	使用料（利用料金施設にあっては、利用料金。備考において同じ。）（円）	施設名	使用区分	点灯区分 (キロワット)	使用料（利用料金施設にあっては、利用料金。備考において同じ。）（円）
津沢運動広場グラウンド夜間照明施設	1	3 基点灯(18)	740	津沢運動広場グラウンド夜間照明施設	1	3 基点灯(18)	550
	2	3 基点灯(51)	2,110		2	3 基点灯(51)	1,430
	3	3 基点灯(64)	2,640		3	3 基点灯(64)	1,760
若林運動広場グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(32)	1,150	若林運動広場グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(32)	880
	2	4 基点灯(34)	1,220		2	4 基点灯(34)	950
	3	6 基点灯(66)	2,370		3	6 基点灯(66)	1,820
石動小学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(40)	1,560	石動小学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(40)	1,100
	2	4 基点灯(40)	1,560		2	4 基点灯(56)	1,540
	3	6 基点灯(80)	3,110		3	6 基点灯(80)	2,200
			4		4 基点灯(40)	1,100	
石動中学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(22)	830	石動中学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯(22)	550
	2	6 基点灯(59)	2,440		2	6 基点灯(59)	1,650
	3	8 基点灯(72)	2,970		3	8 基点灯(72)	1,980

改正後

別表第3

(単位：円)

施設名	区分			基本利用料金 (1時間当たり)
小矢部ホッケー場	一般	大会	有料の場合	11,080
			無料の場合	2,650
		練習	1 / 4面	470
	児童及び生徒	大会	有料の場合	5,540
			無料の場合	1,770
		練習	1 / 4面	230
	付属施設	照明施設		2,050
小矢部市野外運動広場	一般	大会	有料の場合	8,250
			無料の場合	1,970
		練習	1 / 3面	460
	児童及び生徒	大会	有料の場合	4,130
			無料の場合	1,320
		練習	1 / 3面	230

備考

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。

現行

別表第3

(単位：円)

施設名	区分			単位	利用料金	
小矢部ホッケー場及び小矢部市野外運動広場	一般	大会	有料の場合		1日	66,000
					半日	33,000
			無料の場合		1日	15,780
		半日			7,880	
		練習	小矢部ホッケー場	1 / 4面	1時間	350
			小矢部市野外運動広場	1 / 3面	1時間	460
	児童及び生徒	大会	有料の場合		1日	33,000
					半日	16,500
			無料の場合		1日	10,570
		半日			5,290	
練習		小矢部ホッケー場	1 / 4面	1時間	170	
		小矢部市野外運動広場	1 / 3面	1時間	230	
付属施設(小矢部ホッケー場のみ)	照明施設			1時間	1,530	

備考

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- この表において1日及び半日とは、次のとおりとする。

改正後	現行
<p>る。</p> <p>3 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 利用時間の短縮による利用料金の減額を行わない。</p> <p>5 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>6 2以上の団体又は個人から同時に照明施設を利用する申請があった場合は、この表に定める額を申請数で除した額とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(1) 1日</p> <p>ア 小矢部ホッケー場 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 小矢部市野外運動広場 午前9時から日没まで</p> <p>(2) 半日</p> <p>ア 小矢部ホッケー場 午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時30分まで</p> <p>イ 小矢部市野外運動広場 午前9時から午後1時まで又は午後1時から日没まで</p> <p>3 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。</p> <p>4 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。</p> <p>6 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。</p> <p>7 2以上の団体又は個人から同時に照明施設を利用する申請があった場合は、この表に定める額を申請数で除した額とする。</p>

改正後

別表第6

(単位：円)

区分				基本利用料金 (1時間当たり)
小矢部 市立屋 内スポ ーツセ ンター	アマチュア スポーツに 利用する場 合	大会	有料の場合	2,300
			無料の場合	760
		練習		全面利用
			半面利用	330
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	大会	有料の場合	3,830
			無料の場合	2,300
練習			2,300	
スポーツ以外に利用 する場合			有料の場合	5,680
			無料の場合	2,840
営利を目的とする場合				5,680

備考

- この表において、「有料」とは、大会、試合等において利用者が入場者から入場料、観覧料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において利用者が入場者から入場料等を徴収しない場合をいう。
- 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、この表に定める額に、その30パーセント増とする。
- 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用時間の短縮による利用料金の減額は行わない。
- 利用時間が1時間に満たない端数が生じた場合は、1時間に切り上げる。

現行

別表第6

(単位：円)

区分				9時から12時 まで	12時から17時 まで	17時から21時 30分まで	9時から17時 まで	12時から21時 30分まで	9時から21時 30分まで
小矢部 市立屋 内スポ ーツセ ンター	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	大会	有料の 場合	4,580	7,650	6,890	12,230	14,530	19,120
			無料の 場合	1,520	2,530	2,280	4,040	4,810	6,330
		練習		全面利用	440円/時間				
			半面利用	220円/時間					
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す る場合	大会	有料の 場合	7,660	12,760	11,490	20,410	24,240	31,900
			無料の 場合	4,580	7,650	6,890	12,230	14,530	19,120
練習			4,580	7,650	6,890	12,230	14,530	19,120	
スポーツ以外 に利用する場 合			有料の 場合	11,360	18,920	17,030	30,270	35,940	47,300
			無料の 場合	5,670	9,460	8,510	15,140	17,980	23,650
営利を目的とする場合				11,360	18,920	17,030	30,270	35,940	47,300

備考

- この表において「有料」とは、大会、試合等において利用者が入場者から入場料、観覧料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において利用者が入場者から入場料等を徴収しない場合をいう。
- 承認を受けた利用時間帯を超えて利用するときは、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該利用時間帯の額の30パーセントに相当する額を加算する。
- 前項の規定により算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用時間の短縮による利用料金の減額は行わない。

改正後

別表第7

(単位：円)

施設名	区分				基本利用料金 (1時間あたり)		
小矢部市武道館	専用利用	柔・剣道場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料の場合	5,060	
					無料の場合	1,270	
				練習	全面	810	
					1/2面	410	
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	有料の場合	13,530		
				無料の場合	2,960		
			弓道場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料の場合	5,000
						無料の場合	1,000
	練習	630					
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	有料の場合		10,000			
		無料の場合		2,000			
		研修室(ミーティングルーム)		280			
	個人利用	弓道場	児童及び生徒		40		
			一般		90		

備考

- 「柔・剣道場」の基本利用料金は、1道場当たりをいう。
- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

現行

別表第7

(単位：円)

施設名	区分				基本利用料金			
					半日	1日		
小矢部市武道館	専用利用	柔・剣道場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料の場合	13,750	27,500	
					無料の場合	3,610	6,900	
				練習	全面	1時間につき 550		
					1/2面	1時間につき 280		
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	有料の場合	40,010	73,470		
				無料の場合	8,510	16,050		
			弓道場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料の場合	16,500	33,000
						無料の場合	3,300	6,600
	練習	1時間につき 520						
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	有料の場合		33,000	66,000			
		無料の場合		6,600	13,200			
		研修室(ミーティングルーム)		1,100	2,200			
	個人利用	弓道場	児童及び生徒		1時間につき 30			
			一般		1時間につき 70			

備考

- 「柔・剣道場」の基本利用料金は、1道場当たりをいう。
- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- この表で、1日とは午前9時から午後5時まで、半日とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時30分までをいう。
- 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。

改 正 後	現 行
5 利用時間の短縮による利用料金の減額を行わない。	5 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
6 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。	6 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。 —